**地域猫活動とは？**

野良猫によるふん尿被害、空き家などで生まれる子猫、猫が好きな人と嫌いな人の間でのトラブルなど、いま地域を悩ませていることの一つに野良猫の問題があります。

野良猫に迷惑している人、かわいそうな猫がいて心を痛めている人、野良猫にエサをやっている人、それぞれ思いは異なりますが、共通するのは「野良猫を減らしたい」という思いではないでしょうか。

**１　地域猫活動とは？**

地域住民の理解と合意のもと飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行った上で、餌のやり方や清掃等に関するルールを定め、一代限りの命を全うするまで地域内で飼養管理を行うこと。

**２　野良猫にエサをやらなかったらいいのでは？**

エサをやる人がいなくなっても、猫は餓死しません。ゴミをあさったり、他の地域に移動したり、住民に迷惑をかけることになります。

**３　誰が活動するの？**

その地域にお住まいの方々が主体となって行います。

「こんなことを誰がするのか」「自分はしたくない」と思う人は少なくありません。しかし、地域の中には「動物のためなら」「これ以上、野良猫が増えないなら」「住みよい地域になるなら」などと協力してくれる人はいるのではないでしょうか。

このような人を地域で募り、集まった人を中心に活動を始めていきます。

当然、活動をうまく進めるためには、近所の人の理解を得られるような配慮や説明が必要です。

**４　具体的には何をするの？**

**①　地域住民の理解を得る。**

地域住民の理解がないまま一方的に活動すると、「無責任にエサを与えて猫が

増えて困る」「捕まえて虐待しているのではないか」と誤解され、人間同士のトラブルの原因になりかねません。

そのため、まず地域の人々に回覧板等で十分に活動の趣旨を説明し、周知した上で活動を行う必要があります。

**②　ふん尿の始末をする。**

エサ場の周辺で地域の合意が得られた場所にトイレを設置します。

**③　適正なエサやり**

エサを与える時間と場所を限定します。

食べ残しはすぐに片付け、置きエサは絶対にしないでください。

**④　猫の不妊去勢手術を行う。**

猫は、年に２～３回、１回に４～６頭の子猫を産むと言われています。生まれた子猫も生後半年で子猫を産むようになります。野良猫の数を減らすためには、不妊去勢手術が不可欠です。

**５　野良猫は行政が捕獲（駆除）しないのですか？**

猫は「動物の愛護及び管理に関する法律」によって愛護動物とされており、駆除のための引取りや捕獲はできません。

※犬は「狂犬病予防法」に基づいて、捕獲します。

**６　猫侵入防止器の貸出**

ふん尿・いたずら被害にあっているのを今すぐなんとかしたい、という方のために、超音波で猫を寄せつけない器具の貸し出しを行っています。

お電話で予約を受け付けておりますので、お問い合わせください。

**７　動物の愛護及び管理に関する条例を制定**

令和６年4月1日より本市では動物の愛護及び管理に関する条例を制定しました。また、地域猫活動を推進するため不妊・去勢手術や、飼養管理経費を助成しています。

**◎地域猫活動についてもっと詳しいことが知りたい方は、市民生活課まで**

**お問い合わせください。**

お問い合わせ

いちき串木野市役所　市民生活課　環境衛生係

電話：0996-33-5614

Fax：0996-33-1652

